平成 25 年 7 月 12 日

資料１

「職業実践専門課程（仮称）」の創設について

～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～

（報告）

（案）

平成２５年７月　日（　）

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議

目　次

１．はじめに・・・２

２．「職業実践専門課程（仮称）」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）目的・・・３

（２）認定基準等・・・４

①修業年限及び授業時数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
②教育課程について・・・５
③演習・実習等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
④教員の資質向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
⑤学校評価及び情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
⑥その他・・・１２

３．おわりに・・１４

○附属資料
・「職業実践専門課程（仮称）」の創設について［概要］
～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～（報告）（案）
で示された認定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
・「職業実践専門課程（仮称）」の文部科学大臣認定について（案）・・・・・・・・・・・・・・１８
・「職業実践専門課程（仮称）」の具体的イメージ（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

○参考資料
・関係会議等の答申等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
・専修学校の概要・・３９
・専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
・関係データ・・４１
・関係法規等・・６７

○設置要綱・委員名簿
・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議について
（平成 24 年 5 月生涯学習政策局長決定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３

○審議の経過・・９５

○検討における主な意見（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６

１．はじめに

○　平成２３年１月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（以下「平成２３年１月答申」という。）においては、「雇用・労働を巡る環境の変化、知識・技能や人材需要の高度化、職業の多様化等が進む中、高等教育機関においては、職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要」と指摘された。

○　その上で、「現在の高等教育における職業教育の位置付けや課題、また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを踏まえると、高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備すること」が指摘された。

○　具体的には、「実践的な知識・技術等を教授するための教員資格、教員組織、教育内容、教育方法等や、その質を担保する仕組みを具備した、新たな枠組みを制度化し、その振興を図ること」とされた。

○　このような職業実践的な教育に特化した枠組み（以下「新たな枠組み」という。）の「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。」とされた。

○　これらを踏まえ、文部科学省に設置された「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」においては、現在の専修学校における質保証・向上に係る取組に関する調査研究を行った上で、平成２５年３月以降、４回の会議を開催し、新たな枠組みの趣旨をいかしていく先導的試行として専修学校に係る検討を行ってきた。

○　この結果、高等教育段階の職業教育の充実を図る観点から、専修学校の専門課程（以下「専門課程」という。）における新たな枠組みの趣旨をいかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程（仮称）」として認定し、奨励する仕組みづくりを行うことが必要であると結論づけた。

○　この「職業実践専門課程（仮称）」の目的及び認定基準等については、次のとおり考える。

２．「職業実践専門課程（仮称）」について

（１）目的

専門課程のうち、企業その他関係機関との連携の下、当該課程の目的に応じた分野における実務上の知識、技術及び技能を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とするものを「職業実践専門課程（仮称）」として文部科学大臣が認定することにより、専門課程における実践的な職業教育の水準の維持向上を図り、もつて生涯学習の振興に資すること。

○　学校教育法においては、専修学校の目的は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」（第１２４条）とされている。また、専修学校設置基準においては、「専修学校は、（中略）、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない」（第１条）とされている。

○　このような中、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、特に職業に関連した企業、関係施設、業界団体等（以下「企業等」という。）との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程（仮称）」として認定し、奨励することにより、専門課程における実践的な職業教育の水準の維持向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。

○　平成２３年１月答申との関係において特に留意すべき点は、次のとおり。

［留意点］

・　平成２３年１月答申では新たな枠組みの目的として、「学術の卓越性」に対する「実務の卓越性」が強調された。しかしながら、現時点では、専修学校教育の多様性を踏まえた「実務の卓越性」の内容や判断基準等について共通理解が困難な状況であるため、「職業実践専門課程（仮称）」の目的においてはこれに言及しないこととする。ただし、「職業実践専門課程（仮称）」の今後の運用の中で、引き続き、検討していく。

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

１．目的と特徴

・　卓越した又は熟達した実務の知識・経験に基づく高度の専門的かつ実際的な知識技術等を享受し、職業に必要な実践的な能力を育成することを目的とする。

（２）認定基準等

①修業年限及び授業時数について

当該専門課程の修業年限が２年以上であること。

全課程の修了に必要な総授業時数が１７００単位時間以上又は６２単位以上であること。

○　学校教育法においては、専修学校の修業年限は、「修業年限が１年以上であること。」（第１２４条）とされている。また、専修学校設置基準においては、単位制の専門学校の１年間の授業時数は、「３０単位を下らないものとする。」（第２０条）とされている。

○　このような中、修業年限及び授業時数については、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成する目的を達成するための学習量として十分な成果を上げることが期待される程度のものとすることや、平成２３年１月答申を踏まえ、他の学校種との接続を考慮し、修業年限が２年以上、総授業時数が１７００時間以上又は６２単位以上であるものに限る専門課程を修了した者を要件とする大学編入学の基準（平成十年八月十四日文部省告示第百二十五号）を参考とする。

○　平成２３年１月答申との関係において特に留意すべき点は、次のとおり。

［留意点］

・　生涯学習環境の整備の観点から、社会人等の学びやすさへの配慮として長期履修制度などを活用し、学習者のキャリア形成に資する取組を行う専門課程に着目し、それらの取組を促進積極的に評価するため、認定申請時に、教育課程の編成等における特色ある取組について報告を求める。

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

２．入学資格・修業年限

・　入学資格は、高等学校等の後期中等教育修了者とする。

・　修業年限は、分野の特性や対象者等に応じ、２～４年の範囲内で柔軟に設定することが考えられる。

・　生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、基本課程（仮称）２年と上級課程（仮称）１～２年とする方法や、修業年限の弾力化、長期にわたる教育課程の履修を認めることなども考えられる。

５．称号等、他の高等教育機関等との接続

・　学習者が、その希望やライフステージに応じて様々な進路を選択できるよう、他の高等教育機関や中等教育機関の専攻科との接続（編入学、進学）が適切に確保されるよう、検討することが必要である。

②教育課程について

企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成（改善・工夫を含む。以下同じ。）していること。

○　学校教育法においては、専修学校は、「目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱」について、「文部科学大臣の定める基準（専修学校設置基準）に適合していなければならない。」（第１２８条）とされている。同基準の「第３章　教育課程等」においては、「専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。」（第８条）とされている。

○　このような中、当該専門課程の目的に応じて、企業等の要請を十分にいかしつつ~~に応じ~~職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、教育課程の編成において、当該企業等との密接な連携により、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門学校を評価する。

○　このため、例えば、企業等が委員として参画する「教育課程編成委員会」を設置し、生徒の就業先の関係分野の専門性に関する動向、地域の産業振興の方向性や、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務上の知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専門課程の教育を施すにふさわしい授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を行うなど、企業等の要請を十分にいかしつつ~~に応じ~~実践的かつ専門的な職業教育が主体的に実施されていることを求める。

○　なお、「教育課程編成委員会」においては、企業等が委員として参画する「学校関係者評価委員会」等の既存の組織の協力を得て評価等を行うことも考えられるが、その場合、それらの組織との役割の違いを明確にするとともに、その評価等の透明性の確保に努めるなどの配慮が必要である。

○　平成２３年１月答申との関係において特に留意すべき点は、次のとおり。

［留意点］

・　企業等との密接かつ組織的な連携体制として、企業等が委員として参画する「教育課程編成委員会」等を設置し、教育課程の編成を行うことを想定しており、その確認のため、認定申請時に、次のような報告を求める。

（教育課程の編成における企業等との連携体制について）

＊　委員会等の名称、委員名簿、諸規程

＊　委員会等の校内での位置づけに係る諸規程　　等

（教育課程の編成の方法について）

＊　教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針

＊　教育課程の編成の頻度

＊　教育課程の編成に企業等の意見がどのようにいかされたか~~反映されたか~~　等

（教育課程の編成に係る基本資料）
＊　当該専門課程の授業科目等の概要
＊　当該専門課程の組織図等　　等

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想
３．教育課程、授業方法
・　教育課程は、企業や地域・全国を単位とする経済団体・職能団体等との連携により、教育課程を編成・改善する組織体制を確保することが重要である。

③演習・実習等について

企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、演習、実験、実習及び実技（以下「演習・実習等」という。）を実施していること。

○　前述のとおり、専修学校設置基準の「第３章　教育課程等」においては、「専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。」（第８条）とされている。

○　このような中、企業等の要請を十分にいかしつつ~~に応じ~~職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、特に、演習・実習等において、当該企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門学校を評価する。

○　このため、例えば、学校と企業が協定を締結し、企業等校外で実施される実習や企業等からの講師派遣を受けた校内で実施される演習・実習等について、生徒の指導や学修成果の評価等に関する連携体制が確保されていることを求める。

○　平成２３年１月答申との関係において特に留意すべき点は、次のとおり。

［留意点１］
・　企業等との密接かつ組織的な連携体制として、学校と企業が協定を締結して、演習・実習等を実施することを想定しており、その確認のため、認定申請時に、次のような報告を求める。

（校外で実施される実習の場合）
＊　連携による実習の基本方針（連携の協定書等を含む）
＊　連携先の概要（施設名、施設概要等）
＊　実習計画概要（概要、内容、期間、学習量、教員と企業等の指導者の連携体制）
＊　学修成果の評価（評価方法の概要、教員と企業等の指導者との連携による評価方法、単位認定方法等）　　等

（校内で実施される演習・実習等の場合）

＊　連携による演習・実習等の基本方針（連携の協定書等を含む）

＊　授業科目概要（概要、内容、期間、学習量、教員と企業等の指導者の連携体制）

＊　学修成果の評価（評価方法の概要、教員と企業等の指導者との連携による評価方法、単位認定方法等）　等

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

３．教育課程、授業方法

・特に、産業界や職業人が求める知識・技能や最新の実務を的確に反映した教育を行うため、企業等が学習活動にかかわり、学習者と企業等が、相互理解を深められる学習機会（企業内実習、企業参加の学内実習活動等）を設定することが重要である。

［留意点２］

・　平成２３年１月答申では、専門課程における総授業時数に占める演習・実習等の平均割合が５割程度であることを踏まえ、演習・実習等の授業の割合が、認定基準として例示された。

・　しかしながら、専門課程の分野ごとの演習・実習等の実態を見ると、総授業時数に占める演習・実習等の授業の割合は様々であり、質の高い実践的な職業教育による成果を上げているかどうかを判断するに当たり、一律に定量的な授業の割合を基準とすることは必ずしも適当ではない。

・　このため、演習・実習等の授業の割合は、認定基準としないこととする。

（参考）演習・実習等の授業の割合（出典：「平成23年度専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業報告書」）

＊	平　　均	49.4%		
＊	高い分野　農業分野	71.5%	服飾・家政分野	71.4%
＊	低い分野　商業実務分野	33.4%	医療分野	42.1%

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

３．教育課程、授業方法

・授業方法は、職業実践的な演習型授業（実験・実習・実技等）を一定程度（例えば、おおむね４～５割程度）行うことが想定される。

④教員の資質向上について

教員に必要な実務上の知識、技術及び技能や指導力の修得・向上を目的として、企業等との連携の下、組織的な研修機会を確保していること。

○　学校教育法においては、「専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。」（第１２９条）とされている。また、専修学校設置基準においては、「その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。」（第４１条）とされ、各要件が規定されている。

○　このような中、当該専門課程に関連する分野において、最新の実務の知識・経験を教育内容・教育方法に反映した教育を行うことが期待されており、当該専門課程において、企業等との連携の下、職業に関連した実務上の知識、技術及び技能や、マネジメント能力を含む指導力の修得・向上のための組織的な研修機会を確保する取組を評価する。

○　平成２３年１月答申との関係において特に留意すべき点は、次のとおり。

［留意点１］

・　企業等との連携を通じた実践的な職業教育を実施する上で、最新の知識、技術及び技能や、マネジメント能力を含む指導力の修得・向上のための組織的に位置づけられた研修の状況を確認するため、認定申請時に、次のような報告を求める。

＊　教員の研修・研究の基本方針

＊　研修・研究に関係する諸規程

＊　研修・研究の実績（概要、主催者、研修・研究名、対象者、期間、企業等との連携体制、受講者数等）

＊　研修・研究計画（概要、主催者、研修・研究名、対象者、期間、企業等との連携体制等）　等

・　なお、研修は、校内のほか校外（企業等が主催・実施するもの等）を含むものとする。

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

１．目的と特徴

・　最新の実務の知識・経験を教育内容・教育方法に反映した教育の実施を担保することが望まれる。

６．教員資格、教員組織等

・　教員資格は、実務卓越性を重視し、併せて、指導力を求める。教育経験等のない者は、採用後一定期間の研修や指導力認定資格の取得を必要とするなどの措置を講じることが必要である。教員の採用に当たっては、公募制や任期制を活用しながら、最新かつ先進的な知識・技能を有する人材を、海外も視野に入れ確保することも考えられる。

・　教職員の組織体制については、分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置き、教育上適当な教員組織等を備えることや、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるようにすることが求められる。

［留意点２］

・　平成２３年１月答申の「教員資格、教育組織等」においては、個々の教員ごとに、教員資格として、実務卓越性を重視し、併せて、指導力を求めることが指摘された。

・　しかしながら、専門学校の分野ごとの教員資格の実態は多様であり、また、教員に求められる実務卓越性や指導力の考え方が必ずしも十分に共有されていない現段階では、それらを備えているかどうかを判断するに当たり、一律の基準を設けることは困難である。

・　ただし、今後、専門課程の分野や職域等の多様性、「職業実践専門課程（仮称）」の運用、教員のキャリアパスと能力開発の在り方を含めた諸外国の制度等を踏まえつつ、引き続き検討していく。

・　また、職業教育を行う教員の資質向上のための全国的な研修の仕組みを分野横断的に構築する必要があるとの意見があったことから、研修の在り方について、引き続き検討していく。

⑤学校評価及び情報提供について

（学校評価）
　学校の自己評価に加え、企業等が委員として参画する学校関係者評価を実施し、公表していること。

○　学校教育法においては、「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」（第４２条）とされ、同条は第１３３条により専修学校に準用されている。

○　このような中、平成２５年３月に本調査研究協力者会議が策定した「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえ、学校の自己評価はもとより、企業等が学校関係者として評価に参画する「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その結果を踏まえた学校運営の改善に取り組む専門学校を評価する。

○　学校関係者評価を実施するにあたり、特に、企業等との密接な連携による取組を評価する観点から、「専修学校における学校評価ガイドライン」で示された企業等と専門学校の具体的な連携の視点（「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点（イメージ））を参考にすることとする。

○　平成２３年１月答申との関係において特に留意すべき点は、次のとおり。

［留意点］

・　学校評価は「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえ~~に基づき~~行われていることについて報告を求めるとともに、企業等との連携が図られているかどうかに着目し、学校関係者評価の実施において、企業等が委員として参画した学校関係者評価の取組について確認するため、認定申請時に、次のような報告を求める。

＊　学校評価の基本方針
＊　学校関係者評価の委員名簿
＊　学校関係者評価における企業等の学校関係者委員の意見がどのようにいかされたか

等

（情報提供公開）
教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を企業等の学校関係者へ提供していること。

○　学校教育法においては、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」（第４３条）とされ、同条は第１３３条により専修学校に準用されている。

○　このような中、~~「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえに基づき行われていることについて報告を求めるとともに、~~企業等との連携による実践的な職業教育を行う専門学校が、企業等の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該専門学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の理解を得るための取組を行っている専門学校を評価する。

○　平成２３年１月答申との関係において特に留意すべき点は、次のとおり。

［留意点］

・　情報提供公開は「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえに~~基づき~~行われていること、及び企業等の学校関係者に対する情報提供の状況を確認するため、認定申請時に、次のような報告を求める。

＊　企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針（学校関係者との連携・協力を図るための工夫を含む）
＊　情報提供の状況（情報提供の項目ごとの公開の有無）及び公開方法　　等

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想
7．自己点検・評価、第三者評価
・　教育の質を担保するためにも、教育等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められる。
・　また、第三者評価については、産業界等の関与を十分に確保しつつ、新たな枠組みに適した基準・方法等を構築することが望まれる。評価の観点は、例えば、教育活動を行う上での組織運営のシステム・体制の妥当性や、目的に応じた教育の成果（就業状況等）等、職業実践的な教育に適したものとする。

⑥その他

ア．名称について

新たな枠組みの趣旨をいかした先導的試行にふさわしい名称として「職業実践専門課程（仮称）」が考えられる。

○　専修学校教育は、実践的な職業教育により一定規模の進路選択がなされ、相当の成果を上げているが、社会の認識は必ずしも十分に得られていない状況がある。

このため、専門学校における新たな枠組みの趣旨をいかした先導的試行の名称は、その趣旨や内容等について、社会に十分に認識され、ひいては専修学校教育に対する評価につながるような名称をつけることが必要である。

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

８．名称、設置者

・　職業実践的な教育に特化した高等教育段階の枠組みとして、ふさわしい名称を検討することが必要。

イ．修了資格・称号等について

国際通用性等も考慮した修了資格・称号等については、諸外国の実情も参考にしながら、学習者の学修成果が国際的に評価され活かされるよう引き続き検討する。

○「職業実践専門課程（仮称）」は、あくまで専門課程のうち、一定の基準を満たすものが認定されたものであることから、一定の専門課程の修了者に付与される既存の「高度専門士」や「専門士」といった称号との関係を考慮し、「職業実践専門課程（仮称）」の修了者に対する独自の称号を付与することは、現時点では行わない。

○　しかしながら、「専門士」及び「高度専門士」を含めた修了者の能力を対外的に徴表する称号等の国際的な通用性も含め、実践的な職業教育を行う教育機関やそこで学ぶ者が適切に評価されるようにすることは極めて重要であり、今後、「職業実践専門課程（仮称）」の実績と検証等を踏まえつつ、検討していく。

○　なお、諸外国においては、社会人・職業人の職務能力の高度化を図る観点から、学術資格と職業資格の共通枠組み（ＥＵのＥＱＦ：European Qualifications Framework、英国のＱＣＦ：Qualifications and Credit Framework）制度など、様々な職業分野に必要な能力を段階的に可視化し、複数段階の評価基準を整備するとともに、学校教育の資格との対応関係を明らかにする評価制度の構築が進められている。

○　また、ＡＳＥＡＮ諸国をはじめアジア地域においても、現在、職業教育に必要な知識・技能等の可視化及び認証等の質保証に向けた取組が進められている。

○　このような職業教育に係る世界的な動きを踏まえつつ、我が国においても、今後、特にアジア地域で高等教育と職業資格の枠組みに関する議論が高まることが予想されることから、国際的な通用性を確保した職業教育の在り方について、引き続き、検討していく。

※平成２３年１月答申（抄）

（３）職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

５．称号等、他の高等教育機関等との接続

・　修了した者の能力を対外的に徴表するものとして、何らかの称号等を称することができることとする必要がある。その際、我が国の高等教育制度の発達の経緯や現在の枠組みに留意するとともに、諸外国の実情も参考にしながら、職業教育の学修の成果を徴表するものとして何が適切であるのか、検討が進められることが望まれる。

3．おわりに

○　本調査研究協力者会議は、本報告をもって新たな枠組みの趣旨をいかした取組の当面の方向性とともに、今後の中長期的な検討課題等を示したところであり、本報告を踏まえ、まずは具体的な「職業実践専門課程（仮称）」の早期実現を期待するものである。

○　その上で、本報告で示した今後の検討課題の中には、新たな枠組みの最終実現に向けて、なお具体的な検討を要するものも少なからずあり、「職業実践専門課程（仮称）」の先導的試行を通じてその課題や成果などを十分に検証するとともに、新たな枠組みのイメージに対する社会的な認知・共有を進めていくことが必要である。

○　このたびの専門課程における先導的試行の取組が、これからの我が国の成長分野等における社会人の学び直しを含めた人材育成や若者の自立支援等の充実はもとより、専門学校のみならず、大学等も含めた高等教育段階における実践的な職業教育の充実につながるとともに、職業教育に対する社会の認識の向上に資することとなれば幸いである。